

国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しているみなさんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次の保険給付が受けられます。

保険証の提示で 医療費の支払いが一部に

療養の給付
病院などで保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。ただし、年齢などにより自己負担割合が異なります。

- 3歳未満の乳幼児…2割
- 3歳以上70歳未満…3割



70歳以上…1割(一定以上の所得者は2割)

入院時の食事代

入院したときの食事代は、ほかの診療などにかかる費用などとは別に標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

住民税非課税世帯の人は、入院するときに、標準負担額減額認定証が必要です。保険年金課に申請してください。

後で払い戻しが 受けられます

療養費の支給
次の場合は、書類と印鑑を持って保険年金課(市役所1階)に申請してください。国保が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

急病でやむを得ず保険証を持たないで病院にかかった場合
【書類】病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書
医師の指示で、あんま・はり・

きゅう・マッサージを受けたり、骨折やねんざで柔道整復師の施術を受けた場合(ただし受領委任を受けている柔道整復師については一部負担金で施術が受けられるので除く)

【書類】医師の同意書・施術料金領収明細書

手術などで生血により輸血を受けたたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の意見書・領収書
海外渡航中に病院にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書・領収明細書・日本語訳文
移送費の支給
移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の意見書・領収書
出産や死亡したときにも

出産育児一時金の支給
被保険者が出産したとき出産育児一時金が30万円支給されます。

葬祭費の支給
被保険者が死亡したときは葬祭費が10万円支給されます。

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給
医療費が高額になり負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。該当者には治療を受けた月から2カ月後に文書でお知らせします。

こんなときには
【注意】

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をしたとき
国保で医療を受けるときは必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないもの
健康診断・美容整形など病気とみなされないもの、業務上のけがや病気は給付が受けられません。

くわしくは保険年金課(☎201526)へ。

アナログテレビ周波数変更

テレビの受信状況を 巡回調査します

地上デジタルテレビ放送が開始されるため、UHFテレビ中継放送所のチャンネル(周波数)が、来年(成田局は5月上旬)から変更になります。

これに伴って一般家庭のテレビ受信機のチャンネル変更工事は、国の費用で行われますが、変更作業に先立ち、10月中旬から11月にかけて調査員が市内を巡回し、テレビ受信状況を調査しますので、ご理解と協力をお願いします。

調査は、アンテナ方向などからチャンネル変更工事が必要な家庭(住宅)であるか確認するものです。調査員は、「テレビ受信調査員」と書いた電波産業会の黄色い腕章と、写真入りの調査員証を身につけています。

佐原局・江戸崎局を受信している地域では、現在、同様の調査が行われています。くわしくはアナログテレビチャンネル変更対策千葉地域受信対策センター(☎0120 401398)へ。

市町村合併を考える

『市町村合併を考えよう』の冊子を配布

平成の大合併が叫ばれる中、全国的には、1,400を超える市町村が法定協議会に参加して合併問題を議論しています。

市では、今なぜ市町村合併なのか、市町村合併議論の必要性および背景、現時点での最大の枠組みとして示した成田市・富里市・下総町・大栄町・多古町・芝山町の2市4町の行財政状況、公共施設や生活環境の整備状況などを『市町村合併を考えよう』という冊子にまとめました。この冊子は、市役所1階行政資料室、各公民館、市立図書館にありますのでご利用ください。市のホームページでもご覧いただけます。

また、合併についての幅広い意見の集約のため、タウン・ミーティングや地区別懇談会、職員による出前講座などを随時行っています。

申し込み方法などくわしくは合併対策課へお問い合わせください。

合併問題は地域の将来について考えるきっかけの一つになります。みなさんのご意見をお寄せください。

市町村合併についての問い合わせ、ご意見は、合併対策課 ☎20-1506・〒286-8585 花崎町760へ。
FAXやEメールもご利用ください。
FAX ☎24-1006
Eメール = gappei@city.narita.chiba.jp

10月1日付けて市職員の人事異動

合併対策課の新設に伴い、10月1日付けて成田市職員的人事異動が行われました。主幹以上の異動は次のとおりです。()は旧所属

課長級異動 2人
市長公室合併対策課長・川口芳晴 市長公室企画課主幹兼事務管理室長
公室企画課主幹兼事務管理室長・成毛雅(市長公室企画課主幹)

相 談 日

相談名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
市民なんでも相談	20日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	21日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	11月13日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 11月10日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	11月4日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	16日(木)	9:00～12:00	"	"
介護相談	11月6日(木)	14:00～16:00	アイリス成田在宅介護 支援センター ☎20-7301	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234